

四 半 期 報 告 書

(第115期第3四半期)

大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社 中山製鋼所

(E 0 1 2 2 9)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 中山製鋼所

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第115期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社中山製鋼所

【英訳名】 Nakayama Steel Works, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤井博務

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06)6555-3035

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 松岡雅啓

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館

【電話番号】 (03)5220-7330

【事務連絡者氏名】 専務取締役東京支店長 柳澤俊三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社中山製鋼所 東京支店
(東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第115期 当第3四半期 連結累計期間	第115期 当第3四半期 連結会計期間	第114期
会計期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月 1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	215, 168	67, 375	215, 089
経常利益 (百万円)	11, 312	5, 040	2, 702
四半期(当期)純損益 (百万円)	6, 248	2, 417	△182
純資産額 (百万円)	—	89, 183	83, 625
総資産額 (百万円)	—	255, 293	243, 286
1株当たり純資産額 (円)	—	545. 03	502. 26
1株当たり四半期 (当期)純損益金額 (円)	48. 52	18. 78	△1. 40
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	27. 5	27. 0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3, 103	—	9, 764
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8, 262	—	△20, 521
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5, 332	—	10, 091
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	3, 829	3, 650
従業員数 (名)	—	1, 831	1, 874

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	1,831
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	909
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別 セグメントの名称	品名	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
		生産高(千トン)
鉄鋼事業	粗鋼	203
	圧延鋼材	344
	加工鋼材	74
化学事業	無機薬品等	94

(注) 上記以外の事業につきましては、役務の提供や重要性のないものであるため記載を省略しております。

(2) 受注実績

事業の種類別 セグメントの名称	品名	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
		受注高(百万円)	受注残高(百万円)
鉄鋼事業	鋼材	50,177	3,910
エンジニアリング事業	魚礁、総合建築工事等	2,448	3,311

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(百万円)
鉄鋼事業	61,515
エンジニアリング事業	1,077
不動産事業	120
化学事業	4,662
合計	67,375

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)
新日本製鐵(㈱)	8,694	12.9

3 本表の金額には、消費税等は含まれおりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、米国発の金融危機が実体経済にも影響を及ぼし、企業業績の悪化による設備投資の減少、雇用環境の悪化ならびに個人消費の低迷などにより、景気の後退感が強まってまいりました。

鉄鋼業界におきましては、自動車や産業機械等の国内ユーザーの不振や世界経済の後退を受け、内外ともに急速な需要減に見舞われる様相となっております。

このような状況のもとで、当社グループは、昨年度に完成しました新設備の投資効果を最大限に発揮させながら、生産性の向上や高付加価値商品の増販に取り組んでまいりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間の連結業績は、売上高673億75百万円、営業利益55億3百万円、経常利益50億40百万円、四半期純利益24億17百万円となりました。

なお、特別損益におきましては、世界的な不況のなか株式市場の低迷により、当第3四半期連結会計期間に投資有価証券評価損19億1百万円を特別損失に計上しております。

事業の種類別セグメントの業績は次の通りであります。

当社グループのコア事業であります鉄鋼事業では、売上高につきましては鋼材需要の急激な減退により、鋼材販売量は前年同期に比べ減少しましたが、鋼材販売価格は価格維持に努めましたので、前年同期に比べ上昇しました。また、コークス販売も同様に販売量は減少しましたが販売価格が上昇しましたので、当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べて130億44百万円増収の615億15百万円となりました。

利益につきましては、前年同期に比べて副原料価格は上昇しましたが、主原料である鉄スクラップ価格の低下及び鋼材販売価格の上昇並びにコークス市況の好転で、当第3四半期連結会計期間の営業利益は、前年同期に比べて41億35百万円増益の49億50百万円となりました。

エンジニアリング事業につきましては、建築需要は依然として低迷し設備投資が抑制されている中で、きめ細やかな営業活動を展開し、売上高は10億77百万円と前年同期に比べ若干の増収となりましたが、5百万円の営業損失となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は1億20百万円、営業利益は78百万円となりました。

化学事業につきましては、原燃料価格の上昇がありましたが、顧客の皆様のご理解を得ながら販売価格を改善することが出来たことと、水処理剤の設備追加に伴う販売量の増加により、売上高は46億62百万円、営業利益は4億66百万円と増収増益となりました。

(2) 財政状態の分析

①流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、1,053億25百万円（第2四半期連結会計期間末1,000億65百万円）となり、52億60百万円増加しました。その主な要因は、急激な需要の落ち込みに伴い、たな卸資産（商品及び製品、半製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品）が増加しましたこと（465億51百万円から535億14百万円へ69億63百万円の増加）と受取手形及び売掛金が減少しましたこと（477億46百万円から460億6百万円へ17億40百万円の減少）などによるものであります。

②固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、1,499億67百万円（第2四半期連結会計期間末1,526億55百万円）となり、26億87百万円減少しました。その主な要因は、設備投資を上回る減価償却などによる有形固定資産の減少（1,425億94百万円から1,415億57百万円へ10億37百万円の減少）や、株式市況の悪化などによる投資有価証券の減少（76億14百万円から64億81百万円へ11億33百万円の減少）などによるものであります。

③流動負債及び固定負債

当第3四半期連結会計期間末における負債合計（流動負債及び固定負債）の残高は、1,661億9百万円（第2四半期連結会計期間末1,666億50百万円）となり、5億41百万円減少しました。その主な要因は、スクラップなどの原材料価格の下落に伴い支払手形及び買掛金が減少しましたこと（401億55百万円から373億45百万円へ28億9百万円の減少）と、有利子負債が増加しましたこと（885億1百万円から902億21百万円へ17億20百万円の増加）などによるものであります。

④純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、891億83百万円（第2四半期連結会計期間末860億69百万円）となり、31億13百万円増加しました。その主な要因は、四半期純利益24億17百万円による増加などであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、38億29百万円となり第2四半期連結会計期間末に比べて5億46百万円減少しました。当第3四半期連結会計期間の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、10億66百万円の支出となりました。これは主に売上の減少に伴う売上債権及び仕入債務の減少とたな卸資産の増加によるものであります。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、5億54百万円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、10億70百万円の収入となりました。これは主に短期及び長期借入金の借入による収入と長期借入金の返済によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同利益を維持・向上させることを目的として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する以下の適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定し公表しました。また、本方針につきましては、平成20年6月27日開催の当社の第114回定時株主総会において、定款の変更を行い総会決議とする旨を定めております。

なお、本対応方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 本プランの必要性

当社及び当社グループは、鉄鋼二・三次製品、エンジニアリング、化学、不動産などの事業展開を行っております。当社グループは、全国に展開した41拠点を活用し、地域・お客様に密着したきめ細かな対応を図り、堅い信頼関係を築き上げ、グループ全体の企業価値を向上することに努めてまいりました。

この体制の下、当社グループは「中期経営計画（平成18年度～20年度）」を策定し、①市況変動に強い安定収益構造への変貌、②中期的設備戦略の完遂、③グループ戦略の構築・実践を掲げ実行しております。特に、グループのコア事業である鉄鋼部門では、電気炉スラブ連続鋳造機の増厚・拡幅工事、熱延工場の加熱炉、スキンパスミル、コイルボックスの新設工事が完成し、平成20年度は、これらの新設備の能力を最大限に発揮し、お客様に対して、安定した品質の高級鋼を納期どおりにお届けし、安心してお使いいただくことが重要となります。

そうしたなか、近時、わが国資本市場において、株主・投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、突然に株券等の大規模な買付行為がなされ、結果として対象会社の企業価値および株主共同の利益を損なう可能性が生じる状況となっております。

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉力等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるようにするため、本プランの導入が必要であると判断いたしました。

(2) 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるものです。その概要は以下のとおりです。

① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

② 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛ご提出いただくこととします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為者が出現し、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、適時適切にその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な大規模買付情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示します。

大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- A 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成等を含みます。）
- B 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の額・内容・算定根拠、買付資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- C 大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的な名称、資本構成等を含みます。）
- D 大規模買付後に、向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等）
- E 大規模買付後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- F その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために合理的に必要と判断する情報

③ 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知の発送後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、取締役会評価期間に入った場合は、その旨を開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的な対抗措置を発動しません。

ただし、当社取締役会として、当該大規模買付行為に対する反対の意見表明を行い、または代替案の提示により、当社株主の皆様に説得行為を行うことがあります。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることができます。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客觀性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することいたします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的な対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は下記A～Gに記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施ならびに具体的な対抗措置発動の決定を行った場合には、速やかに当該決議の内容について開示いたします。

A 新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

B 新株予約権の目安となる株式の種類および数

新株予約権の目安となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

C 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

D 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

E 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

F 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

G 新株予約権の行使条件

一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

(4) 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

① ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- A 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- B 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営）
- C 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- D 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等处分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- E 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
- F 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
- G 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合

等と定めております。

② 独立委員会の設置

A 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、B 大規模買付ルールを遵守している場合においては大規模買付者が濫用的買収者に該当するか否か、等の判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するために、当社は、取締役会から独立した組織として社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。なお、独立委員会の委員については、平成20年6月27日に開示しております。

同委員会は、当社取締役から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

(5) 当社株主、投資家の皆様に与える影響への配慮

① 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当て等の具体的対抗措置は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利および利益に対して直接に具体的影響は生じません。

なお、上記(3)において述べた通り、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社の定款により認められている具体的対抗措置を取ることがありますが、具体的対抗措置の仕組み上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

そして、当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主の皆様、投資家の方々およびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主の皆様は引受けの申込みをすることなく新株予約権の割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様につきましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、当社は新株予約権の割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

(6) 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれに伴う開示

① 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社の平成20年6月27日開催の当社の第114回定時株主総会終結時から平成23年6月開催予定の第117回定時株主総会終了の時点までとします。ただし、第117回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成26年6月開催予定の当社の第120回定時株主総会終了の時点まで延長されるものとします。

② 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- A 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- B 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

③ 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等をふまえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、隨時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

④ 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主の皆様および投資家の方々に対し、当該事実および取締役会が必要と判断する事項を適時適切に開示します。

(7) 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べています。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定ですが、当社株主の皆様および投資家の方々におかれましては、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますよう宜しくお願いします。今後、当社株主の皆様および投資家の方々に影響を与える具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することといたします。

(8) 本プランの合理性

① 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表しております。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」といいます。）においては、A企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、B事前開示・株主意思の原則、C必要性・相当性確保の原則、という三原則が定められています。

A 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則について

前述の通り、本プランは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するため必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障し、これにより、当社株主の皆様が十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることを可能にするものであり、まさに当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上の目的をもって導入されるものであります。

B 事前開示・株主意思の原則について

本プランは、事前にその内容が開示されるもので、当社株主の皆様および投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの有効期間の延長も当社の株主の皆様方のご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しております。このように当社株主の皆様の合理的意思が反映される仕組みとなっております。

C 必要性・相当性確保の原則について

本プランは、具体的対抗措置の発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性の確保を図る措置を確保しており、また、当社株主の皆様には、3年毎の定時株主総会で直接本プランの是非につきご判断が可能である上、客観的な本プランの廃止条項も定めており、株主共同の利益を向上させる買収提案等があれば廃止することができるものとなっております。

② デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述「(6) 本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を防止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、また、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を、在任中の取締役の残存任期と一致させることといたしますので、期差任期が発生することもありません。従って、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことできないため、その発動を阻止するのに時間がかかる防衛策）でもありません。

③ まとめ

以上の通り、本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものであると考えております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費の総額は43百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な設備の変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	131,383,661	131,383,661	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株であります。
計	131,383,661	131,383,661	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	131,383	—	15,538	—	5,853

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 1. 当第3四半期会計期間において、中央三井アセット信託銀行株式会社及び中央三井アセットマネジメント株式会社の連名で平成20年10月21日付で関東財務局に提出された大量保有報告書により、平成20年10月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における所有株式数の確認ができております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	6,216	4.73
中央三井アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	371	0.28

2. 当第3四半期会計期間において、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ投信株式会社の連名で平成20年12月1日付で関東財務局に提出された変更報告書により、平成20年11月24日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における所有株式数の確認ができております。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,966	3.78
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,703	2.06
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	438	0.33

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,625,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 128,174,000	128,174	同上
単元未満株式	普通株式 584,661	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	131,383,661	—	—
総株主の議決権	—	128,174	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権は1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が25株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式)					
(株)中山製鋼所	大阪市大正区船町1丁目 1-66	2,625,000	—	2,625,000	1.99
計	—	2,625,000	—	2,625,000	1.99

(注) 当第3四半期会計期間末（平成20年12月31日）現在の自己株式数は、2,644,000株（議決権は2,644個）となっています。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	228	320	333	318	355	400	349	305	269
最低(円)	207	226	287	264	269	312	200	235	203

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	4,329		4,150	
受取手形及び売掛金	※3 46,006		45,384	
有価証券	10		83	
商品及び製品	15,199		11,978	
半製品	6,212		4,464	
原材料及び貯蔵品	28,637		14,245	
仕掛品	3,465		3,275	
繰延税金資産	412		568	
その他	1,779		2,483	
貸倒引当金	△727		△751	
流動資産合計	105,325		85,884	
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※1 19,588		※1 20,438	
機械及び装置（純額）	※1 49,097		※1 53,715	
土地	69,388		69,351	
その他（純額）	※1 3,482		※1 2,018	
有形固定資産合計	141,557		145,524	
無形固定資産	639		626	
投資その他の資産				
投資有価証券	※4 6,481		9,285	
繰延税金資産	31		28	
その他	1,609		2,102	
貸倒引当金	△350		△164	
投資その他の資産合計	7,771		11,251	
固定資産合計	149,967		157,402	
資産合計	255,293		243,286	
負債の部				
流動負債				
支払手形及び買掛金	※3 37,345		34,259	
短期借入金	36,562		29,615	
1年内償還予定の社債	20		40	
未払金	※3 3,088		8,659	
未払法人税等	945		498	
未払費用	1,757		1,617	
賞与引当金	642		1,538	
その他	2,986		498	
流動負債合計	83,349		76,726	

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成20年12月31日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

固定負債		
社債	—	20
長期借入金	53,638	53,293
退職給付引当金	3,970	3,709
役員退職慰労引当金	125	118
環境対策引当金	240	352
特別修繕引当金	30	24
負のれん	4,135	4,381
繰延税金負債	8,313	8,750
再評価に係る繰延税金負債	11,714	11,714
その他	591	570
固定負債合計	82,760	82,934
負債合計	166,109	159,661
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,538	15,538
資本剰余金	10,339	10,339
利益剰余金	28,484	23,013
自己株式	△596	△166
株主資本合計	53,765	48,725
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	587	1,099
土地再評価差額金	15,814	15,814
評価・換算差額等合計	16,401	16,913
少数株主持分	19,016	17,986
純資産合計	89,183	83,625
負債純資産合計	255,293	243,286

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	215,168
売上原価	188,941
売上総利益	26,226
販売費及び一般管理費	
販売費	※1 7,020
一般管理費	※1 6,463
販売費及び一般管理費合計	13,484
営業利益	12,742
営業外収益	
受取利息	13
受取配当金	200
負ののれん償却額	246
不動産賃貸料	148
その他	148
営業外収益合計	756
営業外費用	
支払利息	1,172
遊休設備に係る費用	340
その他	673
営業外費用合計	2,186
経常利益	11,312
特別利益	
投資有価証券売却益	31
固定資産売却益	※2 9
特別利益合計	40
特別損失	
投資有価証券評価損	1,901
固定資産除却損	※3 530
関係会社貸倒引当金繰入額	※4 188
特別損失合計	2,620
税金等調整前四半期純利益	8,732
法人税、住民税及び事業税	1,259
法人税等調整額	141
法人税等合計	1,400
少数株主利益	1,082
四半期純利益	6,248

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		
売上高		67,375
売上原価		57,610
売上総利益		9,764
販売費及び一般管理費		
販売費	※1	2,112
一般管理費	※1	2,148
販売費及び一般管理費合計		4,261
営業利益		5,503
営業外収益		
受取利息		3
受取配当金		70
負ののれん償却額		82
不動産賃貸料		47
その他		22
営業外収益合計		226
営業外費用		
支払利息		336
遊休設備に係る費用		120
その他		231
営業外費用合計		689
経常利益		5,040
特別利益		
貸倒引当金戻入額		93
投資有価証券売却益		31
特別利益合計		125
特別損失		
投資有価証券評価損		1,901
固定資産除却損	※2	129
特別損失合計		2,031
税金等調整前四半期純利益		3,134
法人税、住民税及び事業税		166
法人税等調整額		253
法人税等合計		420
少数株主利益		296
四半期純利益		2,417

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	8,732
減価償却費	7,115
貸倒引当金の増減額（△は減少）	162
賞与引当金の増減額（△は減少）	△895
退職給付引当金の増減額（△は減少）	243
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	7
特別修繕引当金の増減額（△は減少）	6
環境対策引当金の増減額（△は減少）	△112
受取利息及び受取配当金	△213
支払利息	1,172
有形固定資産除却損	530
有形固定資産売却損益（△は益）	△9
投資有価証券評価損益（△は益）	1,901
売上債権の増減額（△は増加）	△656
たな卸資産の増減額（△は増加）	△19,549
仕入債務の増減額（△は減少）	3,067
未払消費税等の増減額（△は減少）	257
その他	762
小計	2,522
移転補償に係る収入	1,409
法人税等の支払額	△828
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,103
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	74
有形固定資産の取得による支出	△8,574
有形固定資産の売却による収入	394
無形固定資産の取得による支出	△152
固定資産の除却による支出	△92
投資有価証券の取得による支出	△212
投資有価証券の売却による収入	153
貸付けによる支出	△8
貸付金の回収による収入	23
利息及び配当金の受取額	216
その他	△84
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,262

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	6,030
長期借入れによる収入	8,550
長期借入金の返済による支出	△7,287
社債の償還による支出	△40
自己株式の取得による支出	△18
連結子会社の自己株式取得による支出	△1
配当金の支払額	△699
少数株主への配当金の支払額	△25
利息の支払額	△1,171
その他	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,332
現金及び現金同等物に係る換算差額	4
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	179
現金及び現金同等物の期首残高	3,650
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,829

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産について は、従来、主として総平均法による原価法によって おりましたが、第1四半期連結会計期間から、「棚 卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、 主として総平均法による原価法（連結貸借対照 表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法）に変更しております。この結果、従来の方 法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期 間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純 利益は、それぞれ122百万円減少しております。な お、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記 載しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引について は、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっておりましたが、「リース取引に関する会計 基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日 （企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改 正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指 針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月 18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平 成19年3月30日改正））が、平成20年4月1日以後 開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表か ら適用することができることになったことに伴い、 第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を 適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処 理によっております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期 間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ っております。 ただし、リース取引開始日が適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、 引き続き賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 を継続しております。 なお、この変更による四半期連結財務諸表に与え る影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
有形固定資産の耐用年数の変更 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令平成20年4月30日 省令第32号）による耐用年数の変更に伴い、第1四半期連結会計期間から、機械及び装置の一部について耐用年数を変更しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の減価償却費は304百万円増加し、売上総利益は233百万円、営業利益は239百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は242百万円、それぞれ減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	160,290百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額	155,311百万円
2 受取手形裏書譲渡高	17百万円	2 受取手形裏書譲渡高	7百万円
※3 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理について、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 当第3四半期連結会計期間末の満期手形等は次のとおりであります。		—	
受取手形及び売掛金	2,988百万円		
支払手形及び買掛金	7,308		
未払金	306		
※4 貸付有価証券		—	
「投資有価証券」の一部を株券賃借取引契約により貸し出しております。当該貸付有価証券の四半期連結貸借対照表価額は2,614百万円であります。			
5 保証債務		5 保証債務	
従業員及び関連会社の金融機関借入金について保証しております。		従業員及び関連会社の金融機関借入金について保証しております。	
保証債務残高		保証債務残高	
従業員(住宅資金)	166百万円	従業員(住宅資金)	186百万円
エヒメシャーリング㈱	150	エヒメシャーリング㈱	150
㈱サンマルコ	100	㈱サンマルコ	100
合計	416	合計	436
6 債権流動化に伴う買戻義務限度額	1,899百万円	6 債権流動化に伴う買戻義務限度額	2,422百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売運送費	6,853百万円
貸倒引当金繰入額	19
給料諸手当	2,077
賞与引当金繰入額	200
役員退職慰労引当金繰入額	14
※2 固定資産売却益は車両運搬具の売却によるものであります。	
※3 固定資産除却損の内訳	
機械及び装置	355百万円
建物等	86
撤去費用等	88
合計	530
※4 非連結子会社である中山エコメルト株式会社の解散を決議したことに伴い、同社向けの債権に対する貸倒引当金を繰り入れたものであります。	

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。	
販売運送費	2,066百万円
給料諸手当	668
賞与引当金繰入額	200
役員退職慰労引当金繰入額	5
※2 固定資産除却損の内訳	
機械及び装置	48百万円
建物等	5
撤去費用等	75
合計	129

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	4,329百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△500
現金及び現金同等物	3,829

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	131,383,661

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,644,029

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	392	3	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年11月11日 取締役会	普通株式	386	3	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

平成20年3月31日以前に取引を開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引について、当社及び連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	3,977	5,028	1,050
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3,977	5,028	1,050

(注) その他有価証券で時価のある株式については1,901百万円の減損処理を行っております。なお、当該株式の減損処理にあたっては、時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合に、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を適用することとしております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っていますが、ヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(ストック・オプション関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	鉄鋼事業 (百万円)	エンジニアリング事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	化学事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						—	—
(1) 外部顧客に対する売上高	61,515	1,077	120	4,662	67,375	—	67,375
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	134	21	120	26	301	(301)	—
計	61,649	1,099	240	4,688	67,677	(301)	67,375
営業利益(△は営業損失)	4,950	△5	78	466	5,489	13	5,503

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	鉄鋼事業 (百万円)	エンジニアリング事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	化学事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						—	—
(1) 外部顧客に対する売上高	198,484	3,141	453	13,088	215,168	—	215,168
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	375	130	392	73	971	(971)	—
計	198,860	3,272	845	13,161	216,140	(971)	215,168
営業利益(△は営業損失)	11,739	△73	311	786	12,765	(22)	12,742

(注) 1 製品の種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業区分に属する主要な製品の名称等

- (1) 鉄鋼事業…熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯、線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品、高力ボルト、コークス、鋼片、副産物 等
- (2) エンジニアリング事業…建築総合工事、鋼製魚礁、増殖礁、ロール、バルブ、産業機械 等
- (3) 不動産事業…不動産の賃貸、販売 等
- (4) 化学事業…化学工業薬品 等

3 会計方針の変更

(当第3四半期連結累計期間)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「会計処理基準に関する事項の変更 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更」の「たな卸資産」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から、たな卸資産の評価基準を、総平均法による原価法から総平均法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これに伴い、当第3四半期連結累計期間において、鉄鋼事業の営業利益は59百万円、化学事業の営業利益は47百万円それぞれ減少し、エンジニアリング事業の営業損失は15百万円増加しております。

4 追加情報

(当第3四半期連結累計期間)

「追加情報」の「有形固定資産の耐用年数の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から、有形固定資産の耐用年数を見直しております。これに伴い、当第3四半期連結累計期間において、鉄鋼事業の営業利益は201百万円、化学事業の営業利益は37百万円それぞれ減少し、エンジニアリング事業の営業損失は0百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)における海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 545.03円	1株当たり純資産額 502.26円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	89,183	83,625
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	19,016	17,986
(うち少数株主持分)	(19,016)	(17,986)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	70,166	65,638
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	128,739	130,686

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額
第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	48.52円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額	一円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	6,248
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	6,248
普通株式の期中平均株式数(千株)	128,782

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	18.78円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額	一円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	2,417
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,417
普通株式の期中平均株式数(千株)	128,747

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第115期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当については、平成20年11月11日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 386百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 3円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年12月1日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 乾 一良 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中畑 孝英 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅野 豊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井博務
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長藤井博務は、当社の第115期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。